

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ) 外4名

被告 国

## 証拠説明書22(甲A号証)

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

2022(令和4)年10月31日

原告ら訴訟代理人 弁護士 石井 謙一

同 弁護士 森 あい

ほか22名

号証 (甲 A)	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
542	判決書	写し	2022年6月20日	大阪地方裁判 所裁判官	大阪訴訟における判決の内容。 (別紙1・当事者目録は省略している。)
543	「救済を視野に入れた 憲法上の実態的な権利 の構成」法律時報94巻 2号117頁	写し	2022年1月	巻美矢紀	制度を前提とする権利であっても、権利に対する制限を観念 しうること、異性婚しか認めない現行法の解釈・運用は、結 婚の権利の制限であること等。
544	「同性婚の未規定性の 憲法適合性：婚姻の自 由ではなく人格権の問題として」関西大学法 学論集69巻3号552頁	写し	2019年9月2日	西村枝美	同性カップルの私生活は人格権として憲法13条により保障 されているのであり、本件規定により、私生活が私的領域と して機能するための前提条件である法的承認、すなわち、婚 姻ができない状態にあることは、人格権に対する制約である こと等。
545	「同性婚認容判決と司 法部の立ち位置 - 司 法積極主義の足音は聞 こえてくるのか？」判 例時報2506・2507合 併号198頁	写し	2022年3月	千葉勝美	元最高裁判所判事である千葉勝美氏による、札幌地裁判決を 受けての論文。 同性婚が認められていないことは、同性カップルにとって、 憲法13条の幸福追求の権利が損なわれている状態であり、か つ、14条の平等原則違反とされる事態であること、憲法24条 の「両性」「夫婦」等の文言は、現在においては、「当事 者」「双方」の意味として解釈すべきこと等。
546の1	「同性婚の憲法的保護 の可能性(一)」法学 論叢183巻1号91頁	写し	2018年4月1日	中岡淳	547の3の論文の第1パート。
546の2	「同性婚の憲法的保護 の可能性(二)」法学 論叢183巻4号100頁	写し	2018年7月1日	同上	547の3の論文の第2パート。
546の3	「同性婚の憲法的保護 の可能性(三)」法学 論叢185巻1号38頁	写し	2019年4月1日	同上	日本国憲法下において、同性婚が憲法上保障されていると言 えるかについて、詳細かつ精緻に検討した論文。 結論として、すべての人に「婚姻の自由」を保障するため に、憲法24条と憲法13条が重疊的に適用される、とす る。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

547	「国家的「名誉毀損」と憲法13条 - 私生活上の自由/個人の尊厳-」判例時報2344号臨時増刊217頁	写し	2017年11月3日	山本龍彦	憲法13条は、個人の尊厳をベースに、国家によって辱められること、その名誉や体面を深く傷つけられること、その地位を貶められること(国家的「名誉棄損」)から個人を保護するものとして位置付けられること等。
548	「憲法理論からみた同性婚の省察」	写し	2022年2月1日	渋谷秀樹	渋谷秀樹教授の意見書。 同性間の婚姻が異性間の婚姻と同程度に保障されると解することは憲法の文言上困難であるとしていた自著の見解(乙13)を、「憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障を与えている」と改説している。
549	「憲法理論からみた同性婚の省察」判例時報2515号103頁	写し	2022年6月	同上	上記意見書と同趣旨の論文が、判例時報に掲載されて公刊されていること。
550	「生殖関係なき異性婚と同性婚の区別の合憲性—大阪地裁令和4年6月20日判決」法律時報94巻10号4頁	写し	2022年8月	木村草太	木村草太教授が、大阪地裁判決を評釈する中で、「『問題』の解消方法をわざわざ論じるのは、現状が何らかの点で違憲であることを前提としているはずであり、違憲評価を明示すべきであった。」と論じていること等。
551	意見書	写し	2022年5月9日	二宮周平	婚姻について、子を産み育てるという目的は民法の規定から導くことはできず、これまで婚姻が果たしてきた役割や、社会の多数者が期待する役割や、国が統治のために期待する役割を婚姻の目的とすることは不合理であること。